

第1章

都市計画マスタープランの概要

1-1. 都市計画マスタープランとは

1-2. 改定の背景

1-3. 構成内容

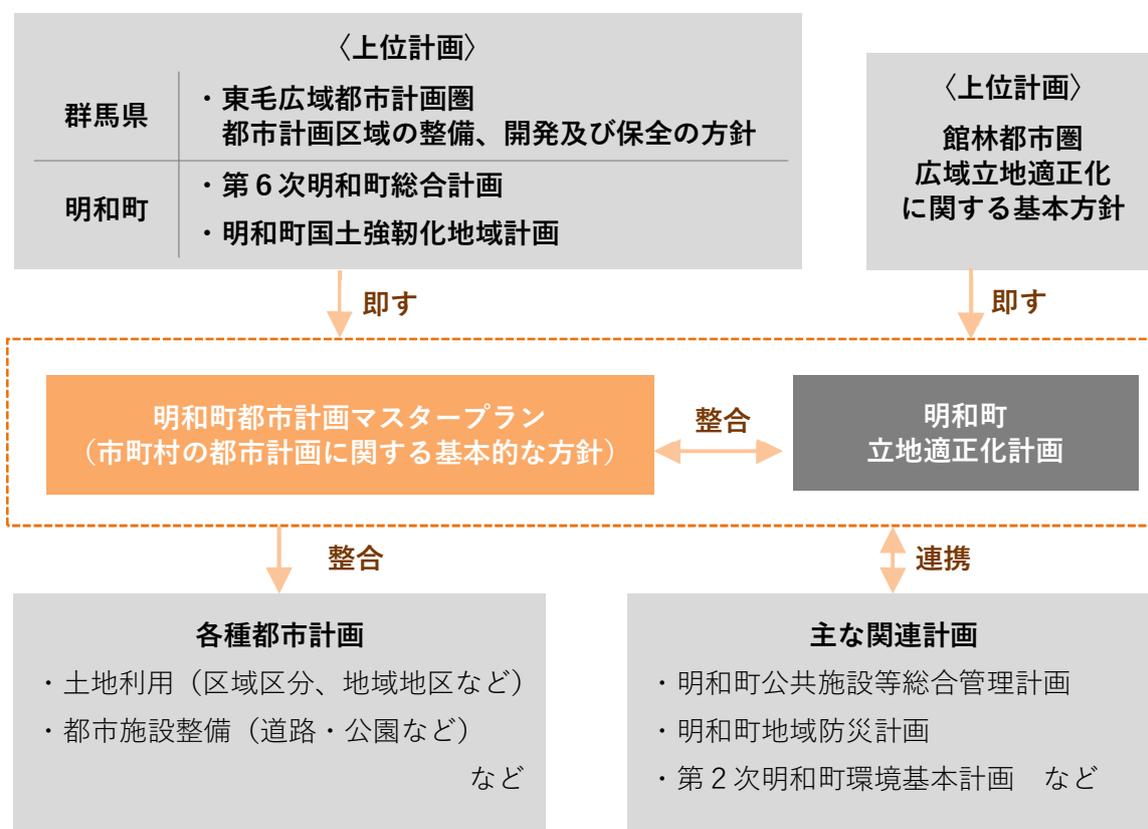
1-4. 目標年次

1-1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、住民に最も近い立場にある市町村が住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョン及び地区別の“あるべきまちの姿”を示すものです。

「明和町都市計画マスタープラン」は、「第6次明和町総合計画」や群馬県が広域的な方針を示す「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即するとともに、「明和町立地適正化計画」との整合を図りながら定めます。

【本計画の位置付け】



【都市計画マスタープランの主な役割】

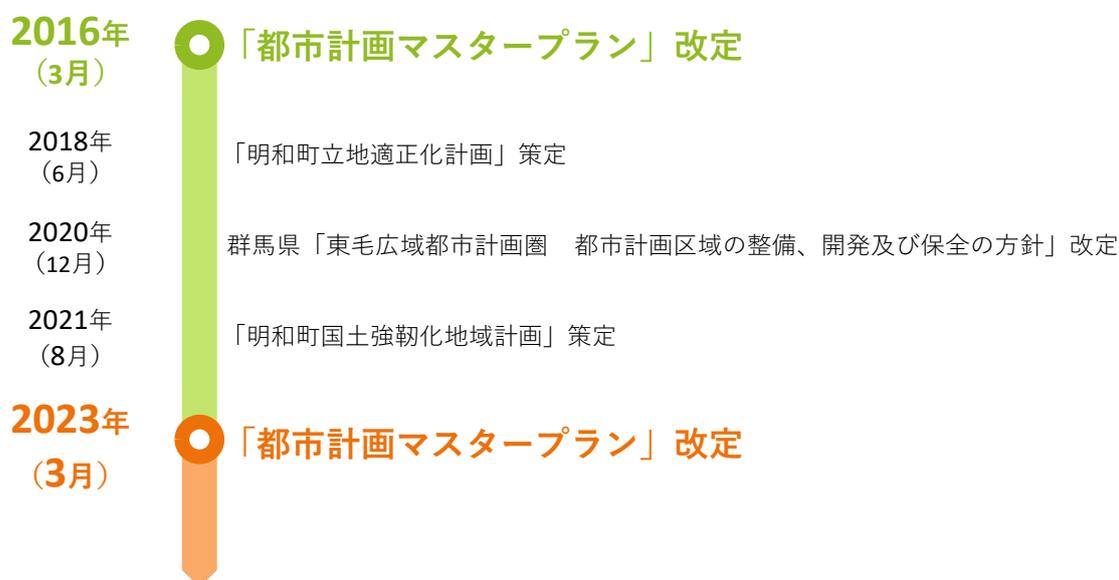
- ◆ 都市の将来像を分かりやすく示します。
- ◆ 市町村決定の都市計画をはじめとするまちづくりに関する方針を示します。
- ◆ まちづくりの関連分野との整合や連携を図ることで、総合的・一体的なまちづくりを進めます。
- ◆ 住民や事業者とまちづくりの課題や方針を共有することで、協働のまちづくりを推進します。

1-2. 改定の背景

本町は、2016年(平成28年)に都市計画マスタープランの改定を行っており、2024年(令和6年)度を見据えて、計画の実現に向けた都市基盤整備などを実施してきました。

2020年(令和2年)に改定された「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と2021年(令和3年)に策定した「明和町国土強靱化地域計画」、2つの上位計画に即するとともに、2018年(平成30年)に策定した「明和町立地適正化計画」を踏まえ、社会情勢の変化に対応したまちづくりの方向性を示すことを目的とし、改定を行うものです。

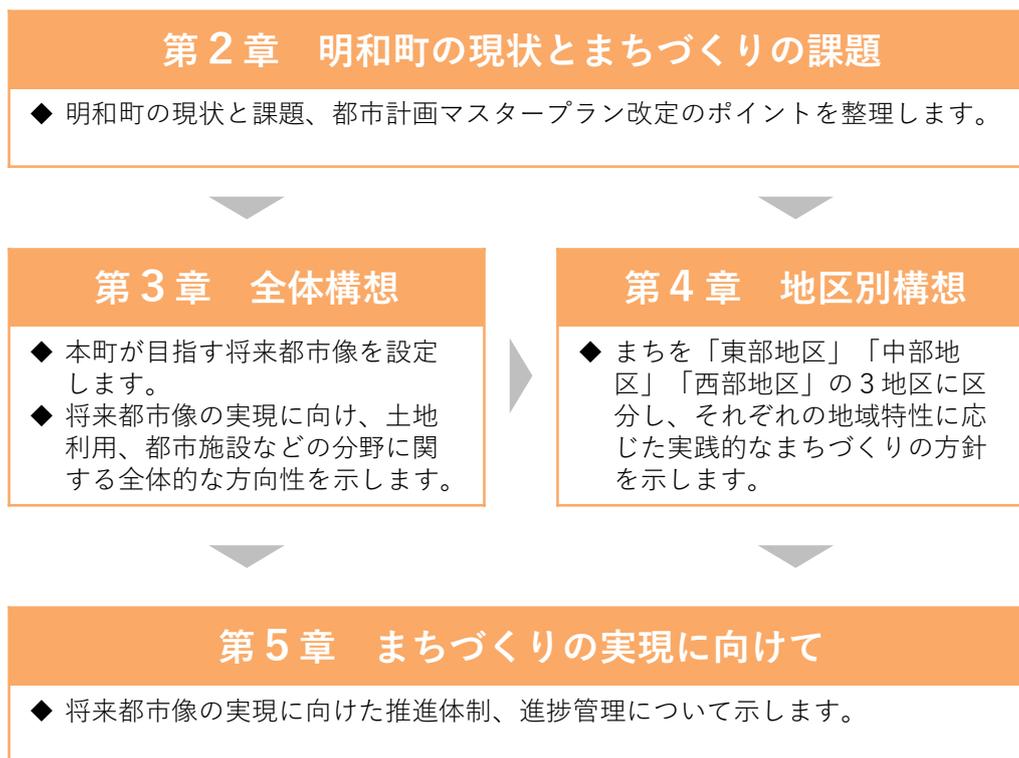
【都市計画マスタープラン改定の流れ】



1-3. 構成内容

本計画は、都市計画運用指針に示されている策定方針に基づき、「全体構想」と「地区別構想」を軸とした構成としています。

【都市計画マスタープランの構成】



1-4. 目標年次

本計画は、長期のまちの姿を見据え、2023(令和5)年度から概ね20年後の2042(令和24)年度を目標年次とします。

明和町の景色を見てみよう！

《1. 東部地区》



東小学校



東部工業団地



ふれあいセンタースズカケ



スズカケ公園